

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定事業者に対する使用停止命令
概要	市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第19条第6項、第18条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・石油コンビナート等災害防止法第19条第6項 第16条第2項の規定は共同防災組織について、同条第6項の規定は第3項の規定による届出があつた場合について、前条第3項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは、「次条第5項」と読み替えるものとする。 ・石油コンビナート等災害防止法第18条第3項 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。 ・石油コンビナート等災害防止法第19条第5項 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第1項の特定事業者に対し、期間を定めて、第2項の共同防災規程の変更を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	